大阪府農業近代化資金融通措置要綱

＜令和４年６月１日一部改正版＞

第１　目的

府内の農業経営を近代化し、農業者の所得増大を図るため、大阪府は農業者又は、農業協同組合等の必要とする長期、低利資金の融通を円滑にし、もって農業経営の安定に資することを目的とする。

第２　措置

　　大阪府は農業経営の近代化のために必要な資金の融通について、その貸付金利を適正にし、借入者の利子負担の軽減を図るため利子補給等の措置を講ずる。

第３　融資枠

　　毎年度知事が別に定める。

第４　融資条件等

　　地域農業の担い手となる農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善が着実に行われることを目指して、以下の融資条件とする。

　１　資金の種類

　　　資金の種類は、農業者の必要とする農業近代化資金（以下「個人等資金」という。）及び農業協同組合等の必要とする農業近代化資金（以下「共同利用資金」という。）の２種類とし、その用途別資金分類は別記のとおりとする。

2　借入資格

借入資格者は、担い手への集中化を図り、地域農業の担い手を育成する観点から、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

(1) 個人等資金

　ａ　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。以下「認定農業者」という。）及び農業経営改善計画の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。以下併せて「認定農業者等」という。）

　ｂ　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の４第１項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者という。」）

ｃ　地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むもの

　として市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作

物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の

作成に向けた話合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市

町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。以下

「継続的農地利用者」という。）

ｄ　次に掲げる要件の全てを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負

う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次のア、イ及び

エに掲げる要件を満たす者を含む。）

　 　ア　農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が

総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人に

あっては1,000万円以上）であること。

イ　主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人に

あっては、常時従事者である構成員）がいること。

ウ　個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として

農業に従事（農業者大学校に就学している場合を含む。）しており、かつ、将

来においても主として農業に従事すると見込まれること。

エ　簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を

含む。）

ｅ　原則として５年以内に、認定農業者となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を２期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）

　 　 ｆ　 a、b、ｃ及びｄの経営（ただし、家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうち一部の部門につい て主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）

ｇ　次に掲げる農業者（以下「集落営農組織等」という。）

　　　　 ア　農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件のすべてを満たすもの（以下「集落営農組織」という。）

(ｱ) 代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有していること

①事項

㋐　団体の目的

㋑　団体の意思決定の機関及びその決定の方法

　 　　　 ㋒　構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

㋓　会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

　 ②基準

　 　 ㋐ 代表者の選任の手続を明らかにしていること。

　　　 ㋑　農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。

　 ㋒　団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

　　 ㋓　構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらか

じめ明らかになっていること。

　　 　 　 ㋔　会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合に

は、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

　　　 　 ㋕　一元的に経理を行っていること

　　　 ㋖ 原則として５年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を

有していること

㋗　農用地の利用集積の目標を定めていること

　　　 　 ㋘　主たる従事者が目標農業所得額を定めていること

　　　　 　 ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

　　 イ　集落営農組織が法人化するときにその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金を借り入れる場合に限る。）

　 ｈ　集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、ａからf

までの者が全構成員の過半を占めるものであって、ｇのアの（ア）に定める事項及び基準に従った規約を有しているもの

(2) 共同利用資金

　　 ａ　次に掲げる要件の全てを満たす大阪府内の農業協同組合（以下「農協」という。）

　　　 ア　重大な法令違反や不祥事がないこと（再発防止策が講じられ、おおむね３年以内に再発していない場合を含む。）。

　　　 イ　国及び大阪府の行政検査並びに大阪府農業協同組合中央会又は会計監査人による監査で重大な指摘を受けていないこと（改善措置が講じられている場合を含む。）。

ウ　農協の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。

　　　 エ　営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること。（これらの事業を行っていない農協については、この限りでない。）

　　　 オ　信用事業の自主ルールを尊重していること。（信用事業を行っていない農協については、この限りでない。）

カ　全体の収支又は信用事業、共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。

　　　 キ　組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。

　　 ｂ　農業協同組合連合会

　　　　 　前項に掲げる貸付要件を全て満たす農業協同組合連合会とする。

　　　ｃ　農業者、農協、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で次に掲げるもの。

　　　　　　ア　農事組合法人

　　　　　　イ　農業共済組合及び農業共済組合連合会

　　　　　　ウ　土地改良区及び土地改良区連合会

　　　　　　エ　たばこ耕作組合

　　　　　　オ　農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農協又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、農業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農協又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）

　　　　　　カ　農住組合（農業者、農協、農業協同組合連合会が当該農住組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）

　　　　　　キ　農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者、農協、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業振興一般社団法人等」という。）

　　　　　　　　なお、農業振興一般社団法人等のうち農業者、農協、農業協同組合連合会が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの以外のものに対する貸付けは、別表１の資金種類のうち、専ら農業者、農協又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進上のために国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業に必要なものに限る。

　　　　　　ク　農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第１項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）であって、農業者、農協又は農業協同組合連合会が、株式会社にあっては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法879条第３項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの、持分会社にあっては業務を執行する社員の過半を占めているもの

　　　　　　ケ　法人でない団体であって、農業者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他について、次に掲げる農林水産大臣の定める事項及び基準を満たしているもの（（１）のｇのア及びｈに該当するものを除く。）

1. 農林水産大臣の定める事項

㋐　団体の目的

㋑　団体の意思決定の機関及びその決定の方法

㋒　構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

㋓　会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合に

はその徴収の方法

1. 農林水産大臣の定める基準

　　　　　　　　 ㋐　代表者の選任の手続を明らかにしていること。

　　　　　　　　 ㋑　農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。

　　　　　　　　 ㋒　団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

　　　　　　　　 ㋓　構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。

㋔　会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

3 融資機関

　 　 融資機関は、農業協同組合法第１０条第１項第２号の事業を行う農協並びに大阪府信用農業協同組合連合会（以下「信連」という。）及び農林中央金庫（以 下「中金」という。）等とする。

4 　融資限度

　　ａ　個人等資金

　　 ア ２の（１）に掲げる者で次に掲げる農業者に対する貸付けにあっては２億円

　　　(ｱ) 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人

　　　(ｲ)　(ｱ)に掲げる者のほか、農業者で、知事がその者の農業経営の規模等を勘案し特に必要と認めて承認したもの

　　　(ｳ)　２の（１）のｇのア及びｈに掲げる農業を営む任意団体

　　イ　２の（１）のｅの農業参入法人に対する貸付けにあっては、１億5,000万円

　　ウ　２の（１）に掲げる者でａからｄ及びイ以外のものに対する貸付けにあっては、

1,800万円

ｂ　共同利用資金

　　　１組合当り15億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が特に承認したときは、その承認した額）を限度とする。

5 　融資期間

　　　融資期間は20年以内（据置７年以内を含む。）において資金用途ごとに別記のとおりとする。ただし、２以上の資金種類のものを同時に貸付ける場合におけるその貸付資金の融資期間及び据置期間は、それぞれの資金の最も長いものに係る当該期間とする。

6　融資経路及び貸付利率

ａ　個人等資金

　　　　農協、信連、又は中金から農業者への経路で融資するものとし、貸付利率は農林水産大臣が定める率とする。

　　ｂ　共同利用資金

　　　　中金、信連、又は農協から組合への経路で融資するものとし、貸付利率は農林水産大臣が定める率とする。

7 　融資率

　　　原則として事業費（補助金等を差し引いた現金支出額に限る。）の８割以内とする。

　　　ただし、認定農業者等が農業経営基盤強化促進法第１２条第１項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合、又は集落営農組織等が農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合（別記　用途別資金分類の１のａのカの（ア）及び（イ）に掲げる資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、10割以内とする。

なお、認定農業者等以外の者が事業実施の結果、その事業費の額が当初計画の金額を下回り、融資率が８割を超えることとなる場合において、知事が止むを得ないと認めるときは９割以内とする。

8 　償還方法

　　　毎年１回又は２回の元金均等償還とする。

9 　貸付形式

　　　証書貸付とする。

10 　担保及び保証人

　　　大阪府農業信用基金協会（以下「協会」という。）の債務保証を付するものにあっては、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年７月１日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによるものとする。

第５　知事の承認

　　　農業近代化資金を貸付けようとする融資機関は利子補給承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

第６　利子補給

　　　知事は、この要綱の定めるところにより農業近代化資金を貸付けた融資機関に対し、次により利子補給を行うものとする。

1 　利子補給契約

　　　利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する農業近代化資金利子補給契約書によって行うものとする。

2 　利子補給の額

　　　利子補給の額は、毎年１月１日から６月30日まで及び７月１日から12月31日までの各期間における農業近代化資金につき農林水産大臣が定める率で算出した借入承認ごとに対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計とする。

3 　利子補給金の請求

　　　融資機関が利子補給金の交付を受けようとするときは、農業近代化資金利子補給金交付請求書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。（ここに掲げる書類の様式は知事が別に定める。）

ａ　農業近代化資金利子補給金請求明細書

ｂ　融資平均残高計算書

　　ｃ　その他、知事が必要と認める書類

4 　利子補給金の支払い

　　　知事は農業近代化資金利子補給金交付請求書を受理した場合において適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払う。

5 　利子補給の打切り等

　　　知事は、農業近代化資金を借り受けた者が、その借入金の目的以外の目的に使用したとき、又は融資機関がその責めに帰すべき理由により、この要綱又は、農業近代化資金利子補給契約書の各条項に違反したときは、当該融資機関に対する利子補給を打切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

6 　報告の徴収等

　　　融資機関は、知事が当該融資機関の行った農業近代化資金の融資に関し報告を求めた場合、又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第７　借入者及び融資機関の義務

1 　農業近代化資金の貸付を受けたものは、この要綱の定めるところにより貸付けの目的に従い、当該貸付にかかる事業を行い、かつ貸付金の他の用途への使用をしてはならない。

2 　融資機関及び農業近代化資金の貸付を受けたものは、貸付にかかる経費の収支を明らかにし、書類を常に整備しておかなければならない。

3 　融資機関は、農業近代化資金の融資対象事業について、その事業の進捗状況を常に把握するとともに、当該事業が完了したときは速やかに事業完了届（様式は知事が別に定める。）を借受者から徴求の上、知事に提出するものとする。

4 　融資機関は、この要綱の定めるところにより善良な管理者の注意をもって農業近代化資金の管理に当らなければならない。

第８　融　資　手　続

　1 　個人等資金

ａ　農業近代化資金の貸付けを受けようとする農業者は、借入申込書（様式は知事が別に定める。）を融資機関に提出するものとする。

　　ｂ　融資機関は、内容を審査の上、利子補給承認申請書（様式は知事が別に定める。）を作成の上、ａの借入申込書の写を添え、知事に提出するものとする。

　　ｃ　知事は利子補給承認申請書の提出を受けたときは、内容を審査の上、必要ある場合は市町村等の意見を徴し、利子補給の諾否を決定し融資機関に通知するとともに市町村及び協会にも通知するものとする。

　　ｄ　融資機関は知事の利子補給承認に基づき借用証書（様式は知事が別に定める。）を徴求の上、貸付けるものとする。

　　ｅ　融資機関は、ｄの貸付けを実行した後、当該資金が償還されるまで毎月農業近代化資金残高移動報告書（様式は知事が別に定める。）を翌月１０日までに知事に提出するものとする。

　2 　共同利用資金

　　ａ　農業近代化資金の貸付けを受けようとする組合は、借入申込書（様式は知事が別に定める。）を融資機関に提出するものとする。

　　ｂ　融資機関は、内容を審査の上、利子補給承認申請書（様式は知事が別に定める。）を作成し、ａの借入申込書を添えて知事に提出するものとする。

　　ｃ　知事は利子補給承認申請書の提出を受けたときは、内容を審査の上、必要ある場合は市町村等の意見を徴し、利子補給の諾否を決定し融資機関に通知するとともに市町村及び協会にも通知するものとする。

ｄ　融資機関は、知事の利子補給承認に基づき借用証書（様式は知事が別に定める。）を徴求の上、貸付けるものとする。

　　ｅ　融資機関は、ｄの貸付けを実行した後、当該資金が償還されるまで毎月農業近代化資金残高移動報告書（様式は知事が別に定める。）を翌月１０日までに知事に提出するものとする。

第９　クイック融資

　　クイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融資手続等について（平成19年３月30日18経営第7836号農林水産省経営局長通知）に基づく担い手が営農活動に伴い緊急に必要とする資金について、企業経営診断手法を活用した無担保、無保証での融資の可否を判断する融資（以下「クイック融資」という。）を適用する場合の手続きについては、第５及び第８の１のｄ、２のｄの規定によらず、以下により行うものとする。

１　クイック融資の方法

　　　特別融資制度推進会議設置要綱（平成１３年９月１２日付け１３経営第２９３１号農林水産事務次官依命通知。）第３の３の（１）により委任を受けた融資機関（以下「受任融資機関等」という。）は、知事に対して利子補給の承認申請を行えば、当該申請が承認される前であっても、クイック融資による貸付けを行うことができる。

　　　ただし、貸付実行以降に利子補給承認をしない場合又は金利情勢により貸付利率を変更することがある。

　２　貸付決定の報告

　　　受任融資機関は、クイック融資による貸付決定を行ったときは、同日中に知事にその旨を報告すること。

第10　その他

　　災害等により被害を受けた者に対して行う農業近代化資金の貸付けに係る特例措置については、別に定める。

別記　用途別資金分類

１　資金の種類

ａ　個人等資金の種類

　　ア　畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第１項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第２条第１項に規定する農地は含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。

　　イ　果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金（以下「果樹等植栽育成資金」という。）

　　　　なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、果樹、オリーブ、茶、多年生草木、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。

　　ウ　乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金（以下「家畜購入育成資金」という。）

　　エ　農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金（以下「小土地改良資金」という。）

　　　　なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。

この「農林水産大臣の定める規模」は、事業費１，８００万円（農地の保全上必要とする耕地防風林の造成のために必要な資金を貸し付ける場合には、知事が適当であると認めて承認した規模）とする。

　　オ　農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他農業経営の改善に伴い要する次の（ア）から（ク）に掲げる資金（以下｢長期運転資金｣という。）

　　　　ただし、（ウ）から(オ)まで及び（キ）に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限り、(カ)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に限り、（ク）に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、継続的農地利用者、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。

　　　（ア）農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の金額を一時に支払うのに必要な資金

（イ）農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の金額を一時に支払うのに必要な資金（認定農業者等及び集落営農組織以外の者に対する貸付にあっては、農機具及び運搬用機具に限る。）

　　 （ウ）能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

　　 （エ）品種の転換を行うのに必要な資金

　　 （オ）農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金

　　 （カ）営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

　 　 （キ）農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金

　　 （ク）（ア）から（キ）までに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

カ　アからオまでに掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金（以下「大臣特認資金」という。）

　　　　　この「農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金」は次のとおりとする。

　　　（ア）農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金

　　　　　　この給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はその恐れがあると知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な配水管等の屋外施設及びこれと同時一体的に整備される屋内施設（屋内配水管及びこれと直接接続するものに限る。）であって、個人等が設置するものとする。

　　　　　　なお、給排水施設に係る利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業との整合性に配慮する必要がある。

　　 （イ）次の①又は②に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金

　　　　①　農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第６条第１項の規定により指定された農業振興地域又は過疎地域の持続手k発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第２条の過疎地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合

　　　 　(i)　農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法に規定する事業の実施に伴い移転するとき。

　　　　 (ⅱ)　その意欲と能力からみて、今後食料･農業･農村基本法において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき。

　　　　 (ⅲ)　自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合に新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）するとき。

　　　　 (ⅳ)　自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合にその住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であって、知事が特に普及を図る必要があると認めるものの改良に限る。）をするとき。

　　　　②　①の対象地域内において認定新規就農者が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合

（ウ）水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に必要な資金

　　　　　この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けに当たっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね３分の２以上を占めている必要がある。

　　　　　なお、内水面養殖施設に係る利子補給承認に当たっては、あらかじめ水産課の意見を徴する必要がある。

ｂ　共同利用施設（ただし、農業協同組合連合会を除く。）資金の種類

ア　ａのアからエまで及びカの（ウ）に掲げる資金

イ　診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（以下「農村環境整備資金」という。）

　　　　この「農林水産大臣の定めるもの」は診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設とする。

２　償還期限及び据置期間

　　償還期限及び据置期間は次に掲げる範囲内で、対象施設ごとに知事が定める期間とする。

　ａ　認定農業者等

　　　償還期限１５年以内うち据置期間７年以内（ただし、農機具等又は家畜購入育成資金のみの場合にあっては償還期限７年以内据置期間２年以内とする。）

　ｂ　認定農業者等以外の農業者

　　　償還期限１５年以内うち据置期間３年以内（ただし、農機具等又は家畜購入育成資金のみの場合にあっては償還期限７年以内うち据置期間２年以内とする。また、果樹等植栽育成資金を含む場合の据置期間は７年以内とする。）

　ｃ　認定新規就農者が認定就農計画（農業経営基盤強化促進法第14条の５第２項に規定する認定就農計画をいう。）に従って同法第14条の４第２項第３号の措置を行う場合

　　　償還期限１７年以内うち据置期間５年以内（ただし、農機具等又は家畜購入育成資金のみの場合にあっては償還期限１０年以内とする。また、果樹等植栽育成資金を含む場合の据置期間は７年以内、小土地改良資金の償還期限は１８年以内とする。）

　ｄ　農業協同組合等

　　　償還期限１５年以内うち据置期間３年以内（ただし、畜舎、果樹棚を含む場合及び農村環境整備資金にあっては償還期限２０年以内うち据置期間３年以内、農機具等のみの場合にあっては償還期限１０年以内うち据置期間２年以内、家畜購入育成資金のみの場合にあっては償還期限７年以内うち据置期間２年以内とする。また、果樹等植栽育成資金を含む場合の据置期間は７年以内とする。）

附　　則

１　この要綱は、昭和４２年４月１日から適用する。

２　この要綱制定の際、現に旧大阪府農業近代化資金融通措置要綱並びに大阪府農林漁業近代化資金融通要綱により利子補給承認を受けた近代化資金については、この要綱によるものとし、この要綱を適用する。

附　　則

この要綱は、昭和４３年４月１日から適用する。

附　　則

この要綱は、昭和４４年４月１日から適用する。

附　　則

この要綱は、昭和４５年４月１日から適用する。

附　　則

この要綱は、昭和４６年４月１６日から適用する。

附　　則

この要綱は、昭和４７年４月１日から適用する。

附　　則

この要綱は、昭和４７年５月１６日から適用する。

附　　則

１　この要綱は、昭和４８年５月２８日から適用する。

２　この要綱の施行前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

この要綱は、昭和４８年１０月８日から適用する。

附　　則

１　この要綱は、昭和４９年２月１日から適用する。

２　この要綱の施行前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、昭和４９年１２月１日（以下「適用日」という。）から適用する。

２　この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、昭和５２年６月１日（以下「適用日」という。）から適用する。

２　この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

　　　附　　則

１　この要綱は、昭和５２年１０月１日（以下「適用日」という。）から適用する。

２　この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、昭和５３年５月８日（以下「適用日」という。）から適用する。

２　この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

この要綱は、昭和５４年４月１日から適用する。

附　　則

１　この要綱は、昭和５４年６月１２日（以下「適用日」という。）から適用する。

２　この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、昭和５４年９月１１日（以下「適用日」という。）から適用する。

２　この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、昭和５５年４月１４日（以下「適用日」という。）から適用する。

２　この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、昭和５６年５月７日（以下「適用日」という。）から適用する。

２　この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、昭和５６年６月２６日（以下「適用日」という。）から適用する。

２　市町村の区域内の一定の地域について自然的経済的条件に応じ一体として農業の振興を図るため作成された農産物の生産の転換、農用地の農業用の利用の増進その他当該地域の農業の再編整備に関する計画で昭和６１年３月３１日までに知事の承認を受けたものに即して行われる事業に必要な資金であって別表１の資金の種類に掲げる資金のうち農林水産大臣の定めるものに該当するもの

　（以下「地域農業再編整備資金」という。）については、同表の貸付利率の欄中「年６．０％」とあるのは「年５．０％」とする。

附　　則

この要綱は、昭和５７年４月１日から適用する。

附　　則

１　この要綱は、昭和５９年２月３日から適用する。

２　この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、昭和５９年５月１８日から適用する。

２　この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、昭和６０年５月２１日から適用する。

２　この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の融資最高限度額、融資期間、据置期間、貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、昭和６１年３月１４日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、昭和６１年５月１日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、昭和６２年２月２０日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、昭和６２年４月１５日から適用する。

２　この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、昭和６２年７月１日から適用する。

２　この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、昭和６３年１０月２８日から適用する。

２　この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成元年２月１日から適用する。

２　この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

　　附　　則

１　この要綱は、平成元年１０月４日から適用する。

２　この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成２年４月２７日から適用する。

２　この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成２年９月１４日から適用する。

２　この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成２年１２月１１日から適用する。

２　この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成３年１１月１９日から適用する。

２　この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成３年１２月２０日から適用する。

２　この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成４年３月１３日から適用する。

２　この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

この要綱は、平成４年１１月１８日から施行する。

附　　則

１　この要綱は、平成５年１月８日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成４年１２月２日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成５年５月３１日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措　置要綱の規定は、平成５年４月１６日から適用する。

附　　則

１　この要綱は、平成５年８月２７日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成５年６月４日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成６年２月２２日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成５年１２月２７日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成６年１０月１２日から施行する。

附　　則

１　この要綱は、平成７年１０月２日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成７年８月９日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成７年１２月２１日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成７年１１月１０日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成８年２月１日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成７年１２月８日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成８年１０月７日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成８年４月１５日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成８年１０月１８日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成８年９月２０日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成９年３月１０日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成９年２月７日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成９年４月１４日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成９年３月２８日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成９年５月１４日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成９年４月２３日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成９年６月１６日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成９年５月２３日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成９年７月２９日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成９年７月１日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成９年８月２８日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成９年７月２５日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成９年９月１０日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成９年８月２２日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成９年１０月１３日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成９年９月２４日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

　　附　　則

１　この要綱は、平成９年１２月１０日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成９年１０月２７日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１０年１月１６日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成９年１１月２０日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１０年２月２３日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１０年２月６日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１０年３月１１日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１０年３月９日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

　　附　　則

1 　この要綱は、平成１０年４月２４日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１０年３月１７日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１０年５月１３日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１０年４月１４日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１０年７月２日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１０年６月１６日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１０年９月７日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１０年８月３１日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１０年１０月７日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１０年９月１８日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１０年１１月２６日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１０年１０月２２日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

　　附　　則

１　この要綱は、平成１１年１月２０日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通　措置要綱の規定は、平成１１年１月６日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１１年２月１７日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１１年２月１２日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１１年３月１５日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１１年２月２２日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１１年５月２４日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１１年４月２７日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１１年６月７日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１１年５月２５日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１１年７月５日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１１年６月１６日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１１年８月６日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１１年８月３日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１１年１０月４日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１１年９月２８日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１１年１１月５日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１１年１０月２０日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１１年１１月３０日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１１年１１月２９日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１２年１月６日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１２年１月７日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１２年２月１４日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１２年２月２日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１２年３月１日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１２年２月２１日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

この要綱は、平成１２年３月６日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１２年４月１日から適用する。

附　　則

１　この要綱は、平成１２年３月２２日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１２年３月２７日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１２年４月２０日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１２年４月２１日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１２年６月７日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１２年５月２５日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１２年６月２３日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１２年６月１９日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１２年９月２５日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１２年９月２５日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１２年１０月２６日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１２年１０月２６日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

　　附　　則

１　この要綱は、平成１２年１２月２８日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１２年１２月１８日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１３年２月１４日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１３年２月１日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１３年３月５日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１３年２月２６日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１３年３月２６日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１３年３月１９日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１３年４月９日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１３年４月２日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１３年５月１６日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１３年５月１８日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１３年６月１３日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１３年６月１日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１３年７月１０日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１３年７月３日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１３年８月１７日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１３年８月１４日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１４年２月２１日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１４年２月２０日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１４年４月１０日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１４年４月２日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１４年８月１日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１４年７月１日から適用する。

２　この要綱の施行日前に承認された農業近代化資金については、貸付対象者を除き、従前の例によることができる。

３　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金については、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１７年４月２６日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１７年４月１日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金については、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１８年４月１２日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１８年４月１日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金については、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１８年５月１０日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１８年５月１日から適用する。

２　この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金については、なお、従前の例による。

附　　則

１　この要綱は、平成１９年４月１８日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１９年４月１日から適用する。

附　　則

１　この要綱は、平成２０年４月９日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成２０年４月１日から適用する。

附　　則

１　この要綱は、平成２０年１２月１５日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成２０年１２月１日から適用する。

附　　則

１　この要綱は、平成２５年７月２５日から施行する。

附　　則

１　この要綱は、平成２６年６月１９日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年６月１日から施行する。